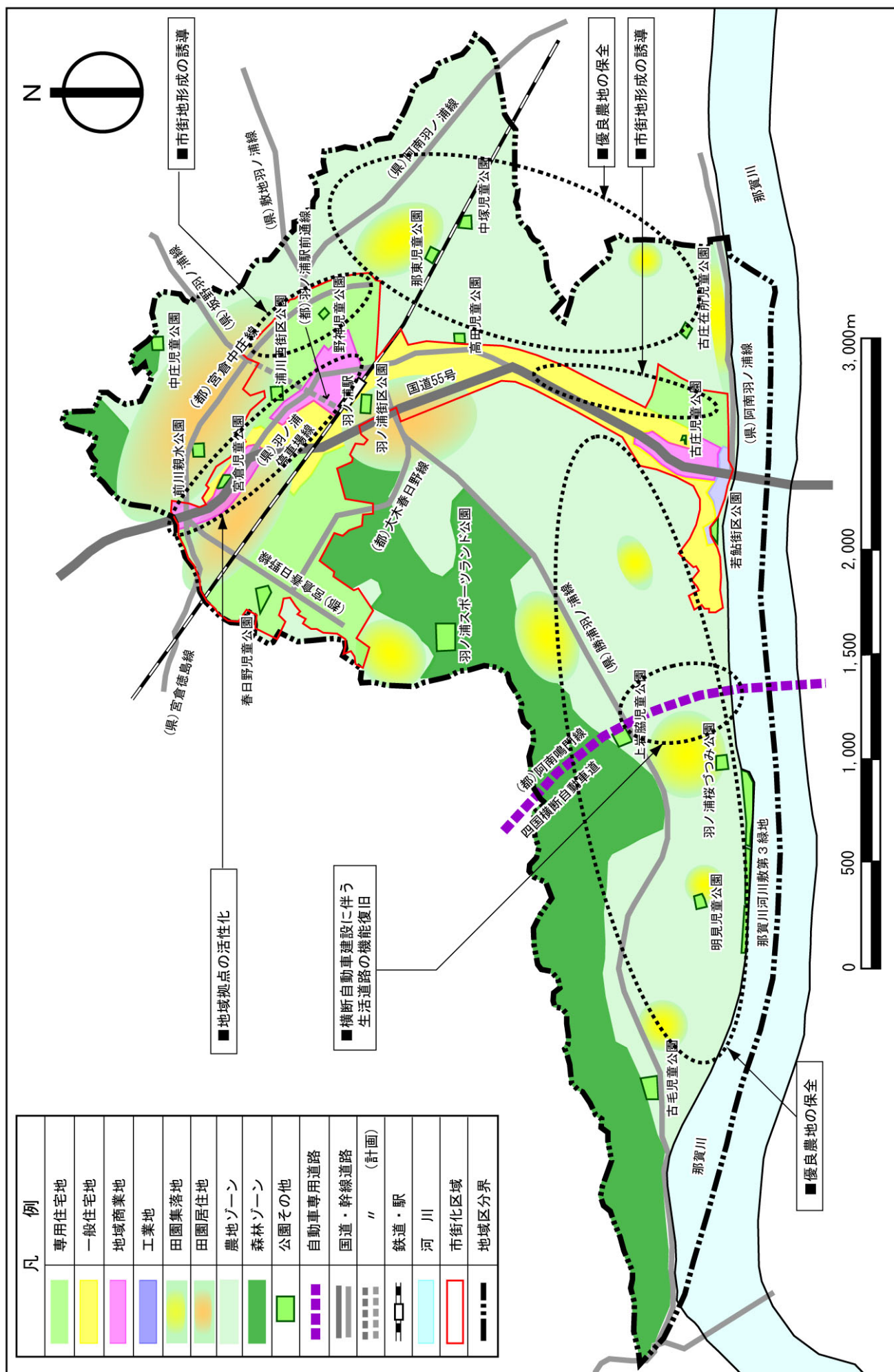




第7章 実現化方策の検討

7-1 実現に向けての基本的な考え方

近年、本市を取巻く社会経済情勢や行政の財政状況は非常に厳しくなっており、地方公共団体の果たす役割は、ますます重要なものとなっています。

そのような状況の中で阿南市都市計画マスタープランに描かれた全体構想、地域別構想を推進し、将来目標を実現するためには、行政が積極的に取り組むことはもちろんのこと、市民も主体的にまちづくりに参画し、市民、行政がお互いの役割を理解し、互いに尊重・協力しながら、協働してまちづくりを進めていくことが大切です。

このことを踏まえ、全体構想や地域別構想で示した都市の将来目標を実現するための基本的な考え方を3項目に整理して示します。

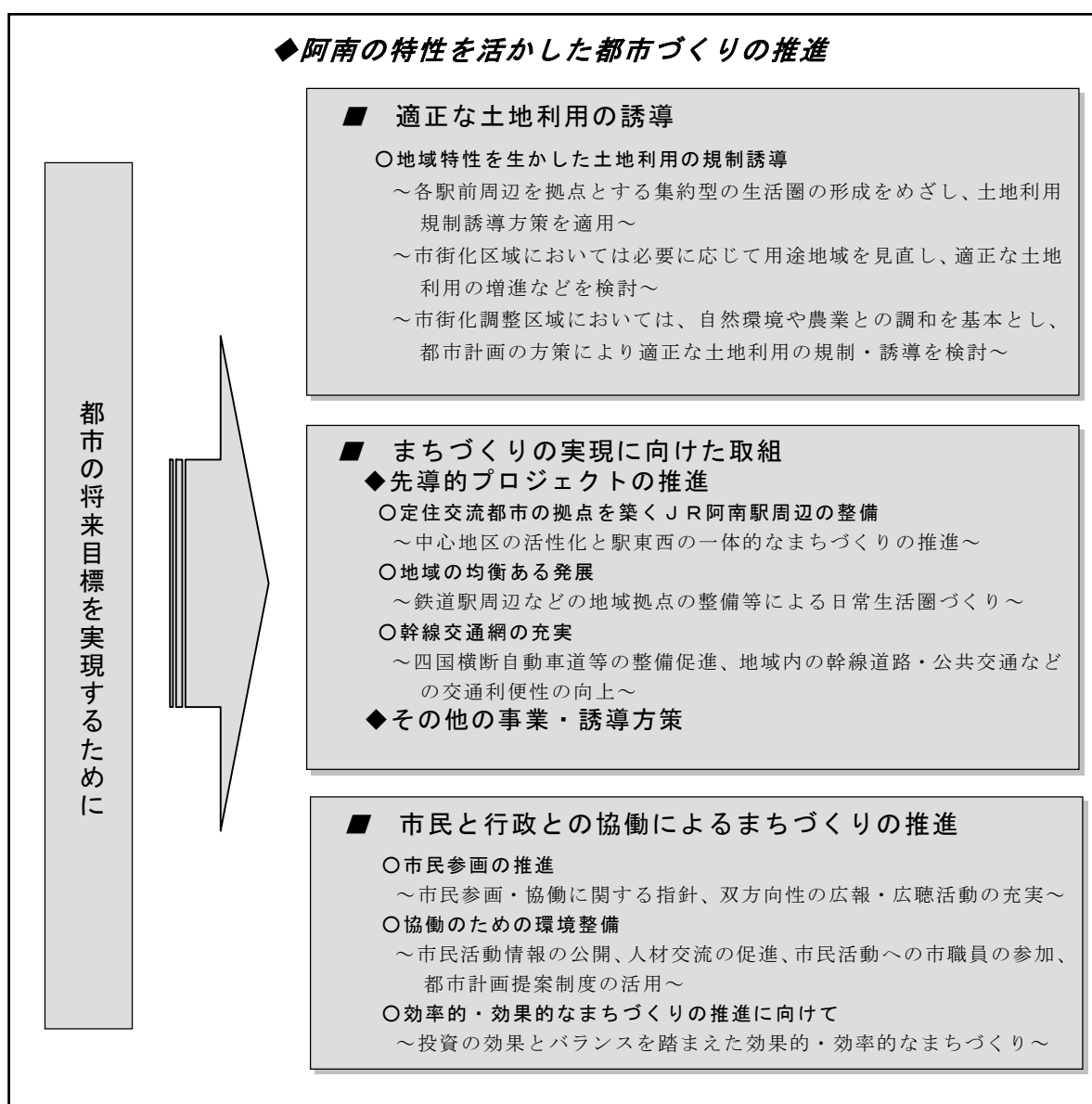


図7-1 実現化方策の基本的な体系

（１）適正な土地利用の誘導

本市の都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分して指定され、市街化調整区域においては開発行為、建築行為が原則的に禁止されています。しかし、本市においては、市街化区域が分散し、この間の市街化調整区域に農地と集落地等が介在するとともに半数以上の人々が居住し、また生産、就業の場となる産業が活動しています。このことから、市街化調整区域においても計画的なまちづくりが必要になっていきます。

このことを踏まえ、“地域特性を活かした土地利用の規制誘導”を進め、市街化調整区域において自然環境や農業との調和を基本とし、都市計画の方策により適正な土地利用の規制誘導を図ることが必要です。

（２）まちづくりの実現に向けた取組

本市はＪＲ阿南駅周辺を中心市街地として位置づけ“都市拠点の整備”を行い、定住交流都市をめざす一方、鉄道駅周辺などの地域拠点の整備等による日常生活圏づくりにより“地域の均衡ある発展”をめざしています。また、定住自立圏構想の実現に向けて都市機能の確保に取り組みます。これらのことを踏まえ、都市拠点では高次の複合的な都市機能の充実、地域拠点においては日常生活に必要な都市機能を集約することが重要です。

また、都市拠点や地域拠点に集約する都市機能を地域住民が利用しやすいように、幹線道路、公共交通による“幹線交通網の充実”が重要となります。

さらに、これらの“都市拠点の整備”“地域の均衡ある発展”“幹線交通網の充実”の重要な取組を将来目標の実現化を図るための先導的プロジェクトとして位置づけ、優先的に推進していく必要があります。

一方、その他の事業・誘導方策については、限られた財源の中で選択と適切な実施を図ることが必要です。

（３）市民と行政との協働によるまちづくりの推進

市民の環境やまちづくりに対する意識や関心が高まり、行政における情報公開や市民参画等の必要性は大きくなっています。このことを踏まえ、市民と行政との協働によるまちづくりを推進する上で、市民参画の推進が必要であるとともに、協働のための環境整備、効率的な財政運営と効果的なまちづくりの推進が必要です。

7-2

適正な土地利用の誘導

将来都市像の実現のためには、まず土地利用計画をいかに進めていくかが重要な課題となります。土地利用の方向性については、全体構想や地域別構想で示したとおり、地域の実情に即した適正な土地利用の規制・誘導が求められます。

(1) 阿南市がめざす都市づくり

1) 都市機能が集積する都市圏としての都市づくり

阿南市は、圏域の人口規模に対応して1つの都市圏に相当する工業、商業及び教育・文化機能の集積があります。また、今後もこれらのストックを活かした都市づくりをめざします。

表7-1 徳島東部都市計画区域関連都市の工業（H18年）

区分		阿南市	徳島市	鳴門市	小松島市	吉野川市	石井町	松茂町	北島町	計
総数	事業所数 (事業所)	195	483	146	121	79	59	33	32	1,148
	従業者数 (人)	8,088	12,520	4,666	2,927	2,402	1,596	2,951	1,004	36,154
	製造品出荷額等 (百万円)	371,287	471,868	106,703	76,313	33,906	37,004	193,136	32,020	1,322,237
人口千人当たり	事業所数 (事業所)	2.4	1.8	2.3	2.8	1.7	2.2	2.2	1.5	2.1
	従業者数 (人)	101	48	73	68	51	59	199	48	65
	製造品出荷額等 (百万円)	4,636	1,806	1,661	1,780	726	1,368	13,041	1,526	2,369
平成18年人口(人)		80,087	261,350	64,224	42,866	46,733	27,040	14,810	20,986	558,096

資料：工業統計表（従業者4人以上の事業所）、住民基本台帳人口（平成18年3月31日現在）

表7-2 徳島東部都市計画区域関連都市の商業（H19年）

区分		阿南市	徳島市	鳴門市	小松島市	吉野川市	石井町	松茂町	北島町	計
小売業総数	事業所数 (事業所)	924	2,822	673	458	486	260	128	227	5,978
	従業者数 (人)	4,224	17,133	3,426	2,332	2,531	1,666	981	1,707	34,000
	年間販売額 (百万円)	67,062	313,428	48,369	38,284	34,967	24,090	18,108	28,903	573,211
	売り場面積 (㎡)	89,966	354,626	79,566	53,645	66,479	47,684	19,325	55,949	767,240
人口千人当たり	事業所数 (事業所)	12	11	11	11	11	10	9	11	11
	従業者数 (人)	54	64	55	56	56	64	66	82	61
	年間販売額 (百万円)	865	1,172	770	915	771	925	1,211	1,381	1,029
	売り場面積 (㎡)	1,160	1,326	1,266	1,282	1,467	1,831	1,292	2,674	1,378
平成19年推計人口 (人)		77,527	267,462	62,844	41,861	45,328	26,046	14,959	20,925	556,952

資料：H19徳島県商業統計調査（平成19年6月1日）、徳島県人口推計（平成19年1月1日）

2) 一体的な都市圏の形成

阿南市は下記のように、自然・歴史的条件、社会的条件からみて那賀川流域及びこれ以南の南部地域と一体的な都市圏を形成しているものと考えられます。また、今後もこれらの一体的な都市圏の維持・発展をめざします。

①自然的条件

阿南市は、那賀川流域とその南部の「南部圏域」を一体的な地域として都市づくり・まちづくりを進めることが上位計画により位置づけられています。

②社会的条件

阿南市では市街化区域で人口が減少する一方、市街化調整区域では人口が増加して過半の人々が居住していることにより、徳島東部都市計画区域の他の4市3町とは異なる区域別の人口推移・分布になっています。

人口流動からみて、阿南市は大きくは徳島市の都市圏に位置するものの、徳島市との結びつきより那賀川流域及びこれ以南の南部地域との結びつきが一層強いと推測できます。

道路交通量からみて、徳島市を中心に自動車交通量が発生集中しているものの、阿南市以南において阿南市を中心に発生集中する交通量も多い状況です。

表7-3 徳島東部都市計画区域関連都市の区域別人口推移・人口分布

区分	面積(H19年) (ha)		都市計画区域人口 (千人)						人口密度(H19年、人/ha)		
	都市計画区域	市街化区域	H7年国調	H17年国調	H19年現在	H19/H7			都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
徳島市	19,139	3,905	268.7	267.8	266.0	0.990	↓		13.9	52.4	4.0
鳴門市	10,495	1,338	62.0	60.8	61.5	0.992	↓		5.9	29.9	2.3
小松島市	4,511	909	43.3	42.1	42.0	0.970	↓		9.3	27.5	4.7
阿南市	10,138	1,299	62.5	62.7	61.7	0.987	↓		6.1	21.6	3.8
石井町	2,883	276	25.4	26.1	27.0	1.063	↑		9.4	32.6	6.9
松茂町	1,310	315	13.5	14.9	14.8	1.096	↑		11.3	27.0	6.3
北島町	877	432	19.5	20.7	21.0	1.077	↑		23.9	32.4	15.7
吉野川市	3,376	310	26.2	24.9	24.8	0.947	↓		7.3	29.4	5.1
計	52,729	8,784	521.1	520.0	518.8	0.996	↓		9.8	38.5	4.1

区分	市街化区域人口（千人）				市街化調整区域人口（千人）			
	H7年 国調	H17年 国調	H19年現在	H19/H7	H7年 国調	H19年現在	比率	H19/H7
徳島市	209.7	206.3	204.8	0.977 ↓	59.0	61.2	23.0%	1.037 ↑
鳴門市	39.5	39.8	40.0	1.013 ↑	22.5	21.5	35.0%	0.956 ↓
小松島市	26.1	25.6	25.0	0.958 ↓	17.2	17.0	40.5%	0.988 ↓
阿南市	32.8	28.6	28.1	0.857 ↓	29.7	33.6	54.5%	1.131 ↑
石井町	9.0	9.9	9.0	1.000 ↑	16.4	18.0	66.7%	1.098 ↑
松茂町	8.7	9.0	8.5	0.977 ↓	4.8	6.3	42.6%	1.313 ↑
北島町	13.9	15.0	14.0	1.007 ↑	5.6	7.0	33.3%	1.250 ↑
吉野川市	10.4	9.7	9.1	0.875 ↓	15.8	15.7	63.3%	0.994 ↓
計	350.1	343.9	338.5	0.967 ↓	171.0	180.3	34.8%	1.054 ↑

備考：「↑」は増加、「↓」は減少を示す。

資料：都市計画年報、ただし阿南市域の人口は阿南市資料

表 7 - 4 徳島東部都市計画区域関連都市の通勤・通学現況（H17年国調）

常住地	従業地	通勤・通学者 (15歳以上) ①	通勤通学地							通勤通学地の比率 (%)		
			自市町内 ②	他市町村	(内訳)					自市町 ②/①	徳島市 ③/①	阿南市 ④/①
					徳島市 ③	④	阿南市	那賀川町	羽ノ浦町			
徳島東部都市計画区域関連都市	徳島市	138,924	119,113	19,811	119,113	2,648	2,267	158	223	85.7	85.7	1.9
	鳴門市	32,937	22,221	10,716	5,693	117	117			67.5	17.3	0.4
	小松島市	21,506	12,034	9,472	5,787	2,545	2,002	221	322	56.0	26.9	11.8
	阿南市	40,507	31,804	8,703	4,529	31,804	26,405	2,612	2,787	78.5	11.2	78.5
	吉野川市	22,754	13,540	9,214	4,078	75	75			59.5	17.9	0.3
	石井町	13,540	6,260	7,280	4,640	89	89			46.2	34.3	0.7
	松茂町	8,274	3,837	4,437	2,379	39	39			46.4	28.8	0.5
	北島町	11,038	3,799	7,239	4,340	92	92			34.4	39.3	0.8
	計	289,480	212,608	76,872	150,559	37,409	31,086	2,991	3,332	73.4	52.0	12.9
その他	勝浦町	3,761	2,395	1,366	634	279	231	12	36	63.7	16.9	7.4
	上勝町	1,041	878	163	50	24	24			84.3	4.8	2.3
	那賀町	5,518	4,606	912	152	593	550	15	28	83.5	2.8	10.7
	美波町	4,168	3,055	1,113	111	549	549	0	0	73.3	2.7	13.2
	由岐町	1,498	1,007	403	41	251	251			67.2	2.7	16.8
	日和佐町	2,670	1,911	710	70	298	298			71.6	2.6	11.2

資料：平成17年国勢調査

注：阿南市、美波町の「自市町内」には合併した旧市町間の通勤通学者数を含む。

ただし、旧市町の「自市町内」は旧市町単位の「自市町内の通勤通学者数」を計上している。

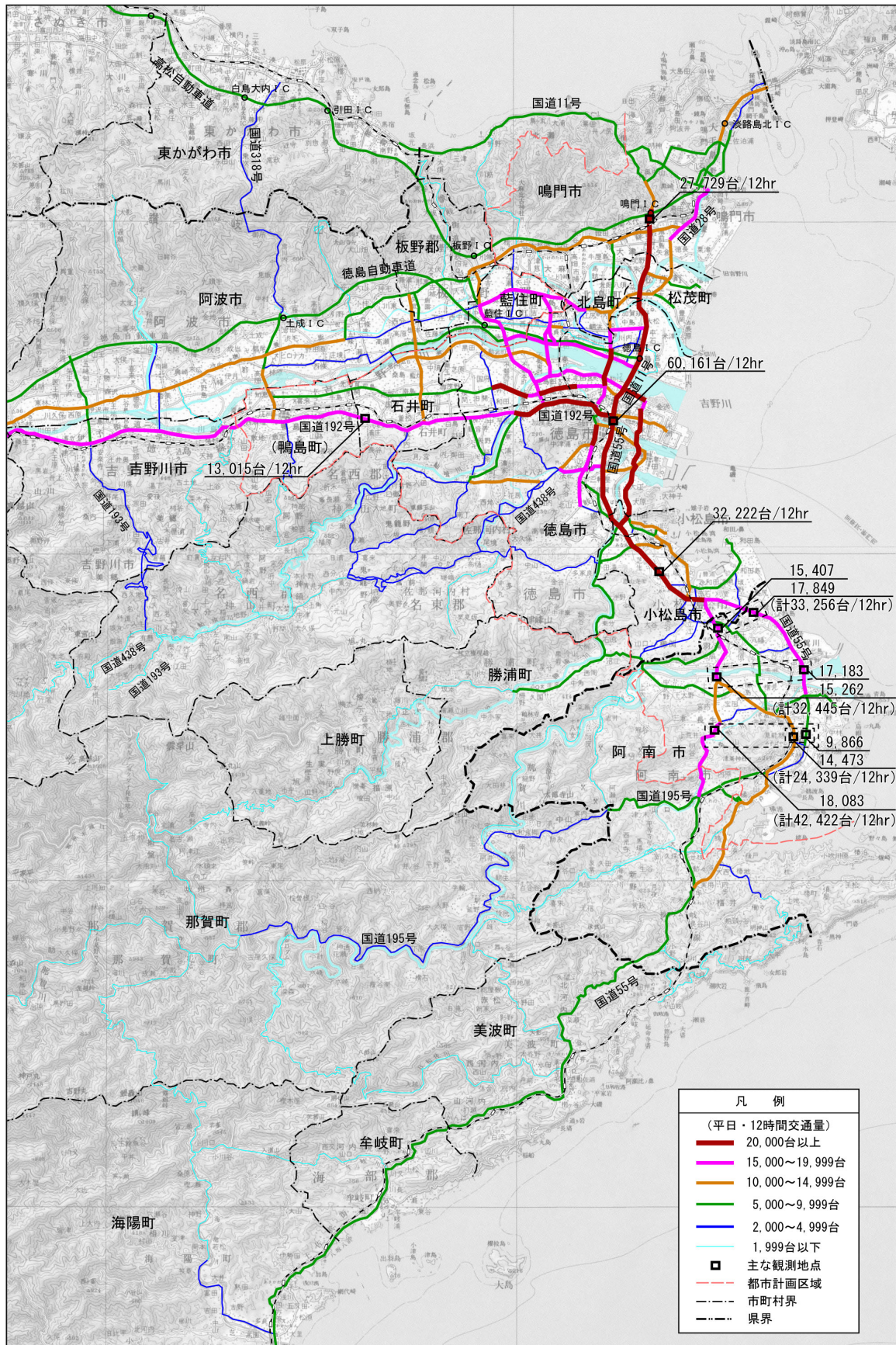


図 7-2 交通量図
(資料：平成 17 年道路交通センサス)

3) 阿南市域の都市計画区域における都市づくりの方針

①異なる都市構造に伴う都市づくり方策

ア 異なる人口分布

本市域の人口分布・推移は、徳島東部都市計画区域の各都市と比較すると、他の7市町域と異なっています。

イ 本市域では都市構造が他市町域と異なり、市街地が分散して市街化区域への集中的な公共投資が難しいこと

本市域の市街化区域は12のゾーンに分散し、この間に農振農用地区域等の農地や集落地が介在しています。

都市計画道路は、平成21年3月末において、幹線街路の計画延長は市街化区域で25.63km、総計画延長の48%で、市街化区域以外の計画延長の方が市街化区域内より長くなっています。

これらのことから、市街化区域への集中的な公共投資が難しくなっています。

ウ 本市域の都市計画区域においては、市街化調整区域においてもまちづくりが必要であること

本市においては小規模な市街地が分散して立地し、人口分布は市街化調整区域が市街化区域を上回り、人口推移においては市街化調整区域では微増し市街化区域では減少しています。

市街化調整区域は中心市街地や鉄道駅から1～2km圏に位置していることから、市街化区域周辺における秩序あるまちづくりは、中心市街地や鉄道駅を中心とする集約型の生活圏づくりに活力を及ぼす要因として活用することができます。

エ 各駅前周辺を拠点とする集約型の生活圏の形成をめざし、土地利用規制誘導方を適用すること

本市域の都市計画区域は合併を重ねたことにより、5つの鉄道駅周辺等に都市拠点・生活拠点が形成されています。

本市の都市づくりはこの特性を活かし、高齢社会への対応・環境負荷の軽減などに配慮し、都市拠点・生活拠点を中心とする集約型の生活圏の形成をめざします。また、用途地域や他法令とともに適正な土地利用規制誘導方を適用し、人口の集積度合が高い用途地域の指定区域において優先的に市街地基盤施設等の整備を進めるとともに、用途地域の指定区域外においては農林業・自然環境との調和を保ちつつ居住環境等の充実を図ります。

②阿南市の都市づくりの方針

本市は、上記の「①都市機能等が集積する都市圏としての都市づくり」「②一体的な都市圏の形成」「③阿南市域の都市計画区域における都市づくりの方針」を踏まえ、那賀川流域及びこれ以南の県南部圏域との連携に配慮しつつ、『美しい自然と活力ある産業が調和し心豊かに暮らせる定住交流都市 阿南』として、市街地形態等に応じた都市環境の保全・充実と人口の定着を図る都市づくりをめざします。

（２）地域特性を活かした土地利用の規制誘導

１）区域区分別の土地利用規制誘導上の課題

本市の都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分して指定され、市街化区域においては用途地域を基本として土地利用の規制誘導が図られています。一方、市街化調整区域においては開発行為等が原則的に禁止され、例外的に許可する場合の基準が定められ、これに適合する一定の開発行為だけが許可されています。

しかし、本市の都市計画区域においては市街化調整区域内の人口が過半数を占め、また、市街化調整区域において工業、商業の活動が持続的に行われており、これらの居住環境や都市活動を保全し、地域コミュニティの保持、地場産業の振興を図ることが必要になっています。

このことを踏まえ、本市においては市街化調整区域における開発許可の基準を適正に運用し、地域特性を活かした土地利用の規制誘導方策が求められています。

２）市街化調整区域における土地利用の規制誘導方策の検討

全体構想や地域別構想に示したように、本市の市街化調整区域において田園集落地、田園居住地、田園沿道サービス地、田園工業地の土地利用方針を定めています。

これらの規制誘導方策として、優良農地や自然環境との調和を図りつつ、都市計画法第34条（市街化調整区域に係る開発許可の基準）の各号に定められた基準に適合するように開発行為等を誘導し、市民との協働により市街化調整区域のまちづくりを図ります。この主要な方策を土地利用区分別に表7-5に整理します。

表 7-5 本市における土地利用区分別の主要な規制誘導方策メニュー

区分	主な土地利用方針	主要な規制誘導方策	備考
田園 集落地	集落地等において、居住環境の充実と、まちづくり計画等に基づく住宅等の立地を許容し、地域コミュニティの活力を保持する。	・既存集落型地区計画（第 10 号） ・郊外住宅型地区計画（第 10 号） ・市街化区域に隣接する区域で、予定建築物の用途が環境の保全上支障がないと条例で定めるもの（第 11 号） ・市街化を促進するおそれがない等として条例で定める区域・目的・用途に適合するもの（第 12 号） ・開発審査会の同意を得たもの（第 14 号）	
田園 居住地	市街地に隣接する利便性の高い地域において、計画的なまちづくり計画に基づいて住宅等の立地を許容し、市街地に蓄積された都市機能を活用できる快適な田園居住地として土地利用を図る。	・開発誘導型地区計画（第 10 号） ・郊外住宅型地区計画（第 10 号） ・市街化区域に隣接する区域で、予定建築物の用途が環境の保全上支障がないと条例で定めるもの（第 11 号） ・市街化を促進するおそれがない等として条例で定める区域・目的・用途に適合するもの（第 12 号） ・開発審査会の同意を得たもの（第 14 号）	
田 園 沿 道 サ ー ビス 地	主要な幹線道路沿道区域において、計画的なまちづくり計画に基づいて沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導する。	・日常生活に必要な店舗等（第 1 号） ・幹線道路沿道型地区計画（第 10 号） ・市街化区域に隣接する区域で、予定建築物の用途が環境の保全上支障がないと条例で定めるもの（第 11 号） ・市街化を促進するおそれがない等として条例で定める区域・目的・用途に適合するもの（第 12 号） ・開発審査会の同意を得たもの（第 14 号）	
田園 工業地	既存工業地や I C 周辺において、計画的なまちづくり計画に基づき、既存工業の利便の増進や工業・流通施設の立地を誘導する。	・既存工場の関連工場（第 7 号） ・開発誘導型地区計画（第 10 号） ・市街化区域に隣接する区域で、予定建築物の用途が環境の保全上支障がないと条例で定めるもの（第 11 号） ・市街化を促進するおそれがない等として条例で定める区域・目的・用途に適合するもの（第 12 号） ・開発審査会の同意を得たもの（第 14 号）	

注：主要な規制誘導方策の欄の（第〇号）は都市計画法第 34 条各号の該当番号を示す。

表7-6 市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準（都市計画法第34条）の一部【徳島県の基準】

区分	区 分	開発行為の概要など	根拠法令
ア	日常生活に必要な店舗等	○敷地は、原則として市街化調整区域内の既存集落又はそれに近接する土地の区域に存するもの ○日用品販売店舗等（敷地規模：1,000㎡以内、建築延床面積：500㎡以内） 注：日本標準産業分類の小分類に基づく適否の規定がある。	第1号
イ	既存工場の関連工場	市街化調整区域内の既存の工場の事業と密接な関連のある事業用の建築物等で、事業活動の効率化を図る上で市街化調整区域内に建築等することが必要なものが該当する。 また、密接な関連とは、既存の工場の原料又は部品の50%以上を依存又は納入していることをいい、既存の事業の質的改善や量的拡大を伴う場合も許可の対象になる。	第7号
ウ	地区計画等に適合するもの	地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている地区計画又は集落地区計画区域内において行う計画の内容に適合した開発行為がこれに該当する。	第10号
エ	市街化区域に隣接する区域で、予定建築物の用途が環境の保全上支障がないと条例で定めるもの （県条例） （条例宅地） （例：分譲宅地）	(1) 条例で指定する土地の区域（県条例第6条） ・砂防指定地、地すべり防止区域、農用地内にある農地、第一種農地、国立公園又は国定公園の特別地域、保安林・保安施設などの土地の区域以外の土地の区域を基本とする。 ・市街化区域から4kmを超えない土地の区域 ・敷地相互間の最短距離が55mを超えない距離に位置している建築物が40以上連たんしている土地の区域又は半径250mの範囲内に40以上の建築物が存する土地の区域 ・不動産登記法第2条第9号に規定する登記簿の地目が、平成13年5月17日から引き続き宅地又は雑種地として登記されている土地の区域 (2) 条例で定める予定建築物の用途（県条例第7条） 開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として、建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる用途以外の用途が定められている。 【建築基準法別表第2（い）】 第1号 住宅 第2号 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令（令第130条の3）で定めるもの ※注：上記の用途が「支障がないもの」に該当する。	第11号
オ	市街化を促進するおそれがない等として条例で定める区域・目的・用途に適合するもの （県条例） （収用対象事業による移転にかかる建築物）	条例で定める区域・目的・用途（県条例第8条） ・条例第6条第1号に掲げる土地の区域内において行うもの ・従前の土地と同一市町の区域内において行うもの ・開発区域の面積が、従前の土地と同程度の面積（1.5倍以内）又は450㎡以内であるもの ・代替建築物が、従前の建築物と同一の用途及び同程度の規模（1.5倍以内）であるもの	第12号
カ	市街化のおそれがないもの等で開発審査会の同意を得たもの	○ 農林漁家の次男・三男等の分家に係る開発行為 ○ 遊休未利用地における開発行為 ○ 指定大規模既存集落内に係る開発行為 （指定大規模集落：阿南市大湊町） ○ 指定市町における工場等に係る開発行為 ・ 指定市：阿南市ほか ・ 対象：技術先端型業種の工場又は試験研究施設 ○ 指定する道路に面する物品販売店舗に係る開発行為 ・ 指定する道路とは、幅員9m以上の国道及び主要県道のうち、市町長から要望があった区間 ◇ 一般国道55号、一般国道55号阿南道路 【主要県道】 ◇ 阿南勝浦線（一般国道55号との交点～阿南市道大橋線との交点） ◇ 富岡港線（阿南市道領家北線との交点～阿南市道向原1号線との交点） ◇ 阿南那賀川線（一般国道55号阿南道路との交点～一般県道大林那賀川阿南線との交点）	第14号

表 7-7 市街化調整区域等における地区計画制度の運用指針（徳島県）

類型区分		1 郊外住宅型	2 既存集落型	3 幹線道路沿道型	4 開発誘導型
対象区域	立地要件	周辺にある程度の公共施設等が整備されており、良好な居住環境を確保することが可能な地区で、優良な住宅地としての環境が確保される開発であること。	既存集落とその周辺や沿道地域ですでに住宅が点在しているような地区において、地域の活力を維持し、かつ良好な環境の確保を図ることを目的とするものであること。	幹線道路沿道において、建築物の立地動向等から、建築物の用途又は形態等が無秩序となるおそれがあり、不良な街区の形成を防止する措置を講じるものであること。 交通量が2,000台／日程度以上で歩道を有する幹線道路に面する区域であること。	市街化区域や既存集落の隣接地等で、幹線道路など必要な公共施設が整備されており（当該開発にあわせて整備されることが含む。）、都市的土地利用需要が相当程度に見込まれる区域において、無秩序な開発を防止し、市町の土地利用構想等に合致した開発を誘導する場合に限る。
	都市計画MPの位置づけ	市町マスタープランでその位置、内容等が明らかにされていること。	—	市町マスタープランでその位置、内容等が明らかにされていること。	市町マスタープランでその位置、内容等が明らかにされていること。
	規模要件	区域面積が5ha以上	区域面積が1ha以上	街区形成に必要な一定の広がりのある区域であること。	区域面積が5ha以上
地区計画の内容	地区施設	開発許可基準に適合するよう地区施設を定めること。	開発許可基準に適合するよう地区施設を定めることを原則とするが、区域の状況に応じて緩和することができる。	必要に応じて、開発許可基準に適合するよう地区施設を定めること。	開発許可基準に適合するよう地区施設を定めること。
	建築物等の制限	少なくとも用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定め、必要に応じて容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を定めること。 最低敷地面積は165㎡以上とする。	少なくとも用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定め、必要に応じて容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を定めること。	少なくとも用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の形態若しくは意匠の制限を定め、必要に応じて容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を定めること。	少なくとも用途の制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度を定め、必要に応じて容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を定めること。
	用途制限	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域を基本とする。	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域を基本とする。	第一種住居地域を基本とするが、10,000台／日程度以上の交通量のある沿道においては非住居系の用途が望ましい。	—

7-3 まちづくりの実現化に向けての取組

(1) 将来目標の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進

本市はこれまで、産業構造の多様化・高度化、各種都市施設の整備をはじめとした施策を推進してきましたが、人口減少・少子高齢社会への対応、市街地が分散する中で田園居住が広がっている都市構造に対応するまちづくりの推進、にぎわいのある都市拠点・地域拠点の形成、交通網の充実など、様々な課題を抱えている状況にあります。

これらの課題を踏まえ、都市づくりの基本理念である『美しい自然と活力ある産業が調和し 心豊かに暮らせる定住交流都市 阿南』に基づいて都市づくりを進めていくためには、市民の強い要望でもある“安全で安心して、快適に暮らせる都市構造づくり”を基盤として都市づくりを進めていく必要があります。

このためには、本市において検討されている様々な計画の中で特に重要と考えられるプロジェクトについて優先的に推進していく必要があるといえます。

そのため、

- 1) 定住交流都市の拠点を築く J R 阿南駅周辺の整備
- 2) 地域の均衡ある発展
- 3) 幹線交通網の充実

を将来目標の実現化を図るための先導的プロジェクトとして位置づけ、これら事業を積極的に進めていくこととします。

1) 定住交流都市の拠点を築く J R 阿南駅周辺の整備

①これまでの取組と「中心市街地の活性化に関する法律」の改正

全国的にも中心市街地の再生については、今日まで様々な対策が講じられてきたにも関わらず、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により、衰退に歯止めがかかっていません。そのため、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成 18 年 8 月 22 日付けで「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」が施行され、題名も「中心市街地の活性化に関する法律」に改められており、まちづくり三法（中心市街地の活性化に関する法律、都市計画法、大規模小売店舗立地法）も平成 19 年 11 月 30 日に完全実施されています。

このような状況の中、本市においては、平成 16 年度～20 年度においてまちづくり

交付金により「中心市街地の活性化（交通環境改善、憩いと交流空間の創生による賑わいの再生）」を目標として、都市計画道路滝ノ下畧線、市道駅前日開野線、阿南駅前児童公園、牛岐城趾公園、桑野川防災ステーションなどの整備を行い、人々が集まり賑わいを創出する空間づくりを図りました。

②今後の取組

駅東側においては都市計画道路領家日開野線の整備や、歩行者を主体とした駅前七見線や佃町滝ノ下線の整備検討、また駅東側区域の商業系用途地域への見直し検討などにより、都市計画道路の沿道区域を中心に商業・業務施設の新たな立地を誘導して商業集積の充実を図る方針です。

駅西側においては、昔からの街区形状で幹線道路が狭小な幅員で蛇行し、沿道建築物が小規模で老朽化していることから、建築物の更新と道路の拡幅整備が望まれます。しかし、これを早期に実現することは難しく、市役所の現在地での建替えなどを契機として住民との協働により長期的な展望に立って整備を進めることが求められます。

また、地権者・地域住民・行政などの多様な意見を取り入れながら、商業振興策の検討に加えて、都市機能の増進、にぎわいあふれるまちづくりの実現に向け、新たな中心市街地活性化基本計画の策定を検討します。

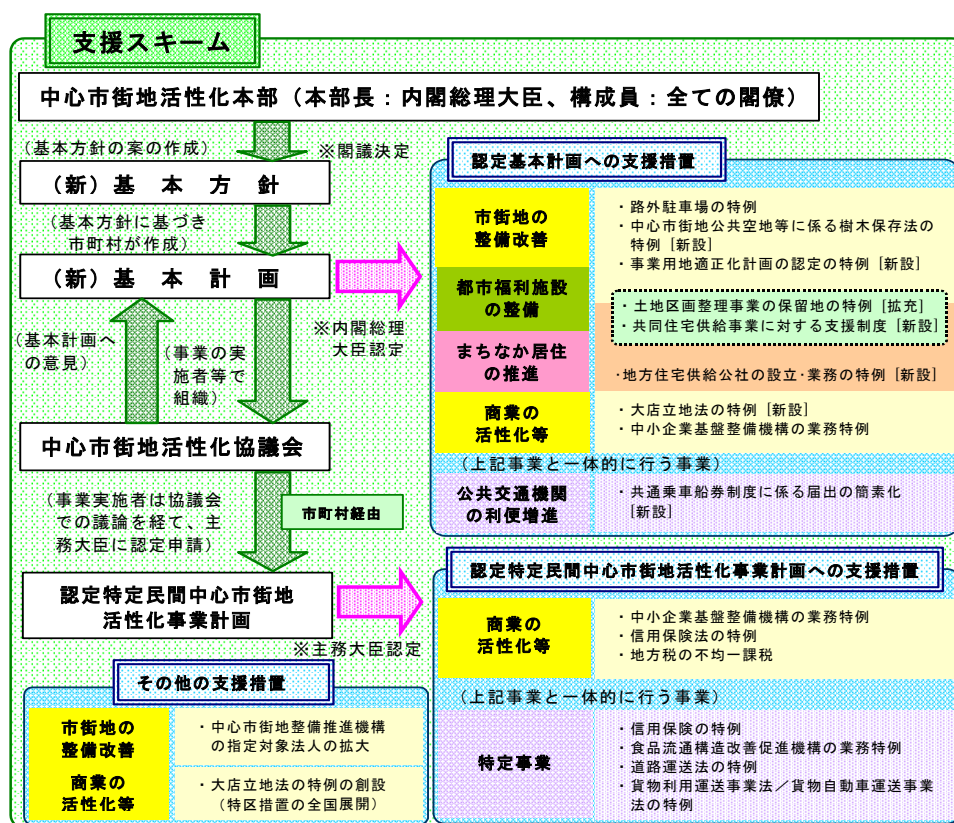


図 7-3 中心市街地活性化計画のスキーム

2) 地域の均衡ある発展

本市では、市街地は 12 のゾーン（市街化区域）に分散し、この間に農地や集落地が介在して立地し、各地域毎に鉄道駅などを中心に生活圏が形成されています。このことを踏まえ、地域の均衡ある発展を都市づくりの根幹となる事業として位置づけます。

各鉄道等を中心とする地域拠点においては、鉄道駅や市役所支所・住民センター、公民館、小・中学校、商業・サービス施設等の公共公益施設を中心に既存の社会資本を活かし、日常生活に必要な都市機能を集約した生活圏の構造づくりに取り組みます。

また、橘湾地域、那賀川地域、羽ノ浦地域においては既存の商業系用途地域の区域と周辺の幹線道路沿道を一体化して地域拠点の充実をめざし、一方、津乃峰町の国道 55 号阿南道路沿道において商業系用途地域への見直しや、上中町・長生町の幹線道路沿道において田園沿道サービス地としての適正な土地利用の規制誘導を推進することを方針とします。

また、個性あふれるまちづくりを意欲的に進める地域においては、適正な土地利用や建物利用の規制・誘導を図ることを目的に、地区計画等の導入を検討します。

3) 幹線交通網の充実

本市を南北方向に縦断し、県都徳島市及び県南部圏域と連絡する国道 55 号、55 号阿南道路、四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道は、定住交流都市をめざす本市において広域的な連携の強化や定住自立圏構想を実現する上で重要な道路であり、これらの道路網の整備、充実が重要な課題となっています。

このことから、国道 55 号阿南道路の建設促進、四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の早期整備に向けて取組を推進します。

また、市街地が分散していることを踏まえて地域拠点を中心とする日常生活圏の充実をめざす本市においては、地域拠点と周辺地域、地域拠点と都市拠点（JR 阿南駅周辺）を連絡する幹線道路網及び公共交通ネットワークの充実が重要な課題となっています。

このことを踏まえ、国道、主要地方道、一般県道の現在の幹線道路網の充実を図るとともに、四国横断自動車道インターチェンジから那賀川右岸を経由して国道 55 号阿南道路に連絡する経路や、見能林町と長生町方面を連絡する経路に新たな構想道路の実現に取り組みます。また、循環バスの実証運行の結果を踏まえて公共交通ネットワークの形成を図り、拠点と周辺地域や拠点間の公共交通ネットワークの強化に取り組みます。

(2) その他事業の整備手法の検討

各種の都市施設については、都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による計画的かつ効率的な整備を図り、各地域の個性を生かした“まちづくり”を進めます。

そのためには、限られた財源の中で「評価する仕組みづくり」「民間活力の活用」を進めるとともに、事業の「選択と適切な実施」の徹底を図り、整備目的や事業要件に応じて用意されている国の事業手法や制度を適切に活用していくこととします。また、市民への情報公開・情報提供を充実し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

7-4 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

これからのまちづくりにおいては、市民と行政との「パートナーシップ」を構築し、市民と行政がお互いの役割分担を理解し、各々の責任を担っていく必要があります。

また、社会の潮流は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ価値観が変化し、環境やまちづくりに対する意識や関心が高まっています。このことから「協働によるまちづくり」の必要性は、これまで以上に大きくなっています。

本市においても、市民と行政のパートナーシップの構築により、情報の共有化、市民参画、まちづくりに主体的に取り組む市民の活動の支援、協働のための環境整備に努め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくこととします。

また、本市がめざす将来目標の実現のため、より一層の市民の積極的なまちづくりへの参画を促していくとともに、各種公共事業における行政の説明責任の向上と、効率的・効果的な事業の実施を推進します。

以下に、「市民と行政の協働によるまちづくり」を推進するための配慮すべき事項について整理し、まとめました。

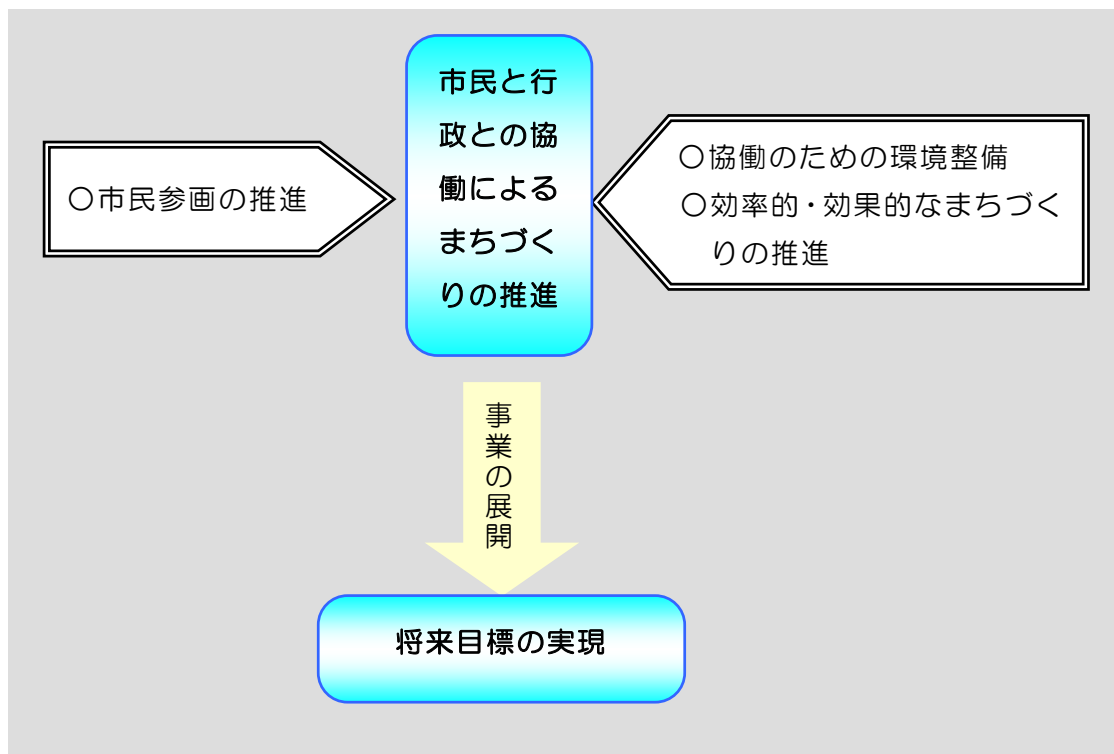


図7-4 市民と行政との協働によるまちづくりの概念

（１）市民参画の推進

市民と行政の協働によるまちづくりにおいては、市民のまちづくりへの積極的な参画と、市民と行政の情報の共有化等による双方向性の重視が重要です。このためには、まず「まちづくり」そのものを市民などに身近なものとして感じてもらうきっかけが必要となります。

一方、行政においては、市民に地域のまちづくりへの参加を促し、また市民が自らの発意のもとにまちづくりを進めていけるような「システムづくり」「まちづくり情報の提供」「行政の支援」等が必要となります。

本市は、まちづくりを身近なものとして感じてもらうための方策として「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」の適正な運用を図り、「まちづくり情報の広報紙などへの掲載」「インターネット、ＣＡＴＶなど情報通信網を活用した情報の提供」など、行政からの積極的な情報提供や情報公開に取り組んでいます。

今後も、市民参画・協働に関する指針の充実を図るとともに、双方向性を重視し、まちづくりに対する発言の場となるシンポジウムやイベント、懇談会などの開催を推進していくとともに、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査によって、市民のまちづくりに対する意見や提案を受け入れ、検討を行い、市民の意向把握にさらなる取組を深め、施策や事業の展開に反映していけるよう努めています。

（２）協働のための環境整備

平成７年の阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍は、市民のボランティア活動に対する関心を高める契機となりました。現在では、福祉、教育、文化、環境、まちづくりなどの多方面において、自治会やＮＰＯなど数多くの市民が自主的・主体的に活動を展開されています。

このような情勢を捉え、市民活動団体やボランティアの活動情報、イベント情報が簡単に入手できるシステムの整備や、市民活動情報誌等の発行を通じて、市民活動団体の人材交流の促進に努めます。また、施策計画段階からの市民参画を進めるとともに、市民によるまちづくり活動への市職員の参加に努めます。

このような環境整備を進め、市民参画の機会の充実を図るとともに、行政側も市民からの協働提案を受け入れたり、行政自らが主体的に協働型のまちづくりを創出していく体制を整え、市民と行政の協働によるまちづくりに向けたしくみづくりに努めます。

また、市民参画による提案を踏まえ、地域の個性に応じた土地利用や建物利用の規制・誘導を目標とする地区計画などの都市計画制度等を「都市計画提案制度」に基づいて適用し、まちづくりに活用していきます。

特に、本市においては市街化調整区域において、農業や自然環境との調和を図りつ

つ計画的なまちづくりを進めることが必要になっています。これを踏まえ、市民が主体となってまちづくり計画を提案し、この計画に基づいて市民と行政との協働により地区計画等を策定し、都市計画提案制度を活用して実現することが考えられます。

（３）効率的・効果的なまちづくりの推進に向けて

まちづくりを計画的に進めていくためには、全体構想及び地域別構想で掲げた「土地利用」「都市施設」「景観形成」等に関する「整備」「開発」「保全」の方針を着実に推進する必要があります。

社会全体を取巻く情勢は、効率的な財政運営の必要性が生じており、本市においても戦略的・効率的なプランへの転換、財政計画に裏付けられた計画を基本に、量に限りある財源の質を向上させることにより最大限有効利用を図り、まちづくりを進めることが求められています。

一方、これまでに整備されてきた多くの社会基盤施設を将来にわたり維持・更新するための投資の増大が想定されます。

そのため、新規整備と維持・更新に係る投資のバランスをその効果に応じて配慮しながら、地域の特性に応じた効果的・効率的なまちづくりを推進します。

【参考】都市計画提案制度について

「都市計画の決定等の提案」は土地所有者やまちづくり法人等が一定の要件を満たした場合に可能です。これまでの都市計画は行政主導で行われてきましたが、この「都市計画提案制度」を運用することにより、市民のみなさんの主体的なまちづくりを実施することができます。

1) 提案できる都市計画

徳島県が決定権限を有する都市計画については、徳島県に提案していただくことになります。ただし、徳島県都市計画審議会が提案内容を審議して採用又は不採用を決定します。

阿南市が決定権限を有する都市計画については、阿南市に提案していただくことになります。ただし、阿南市都市計画審議会が提案内容を審議して採用又は不採用を決定します。

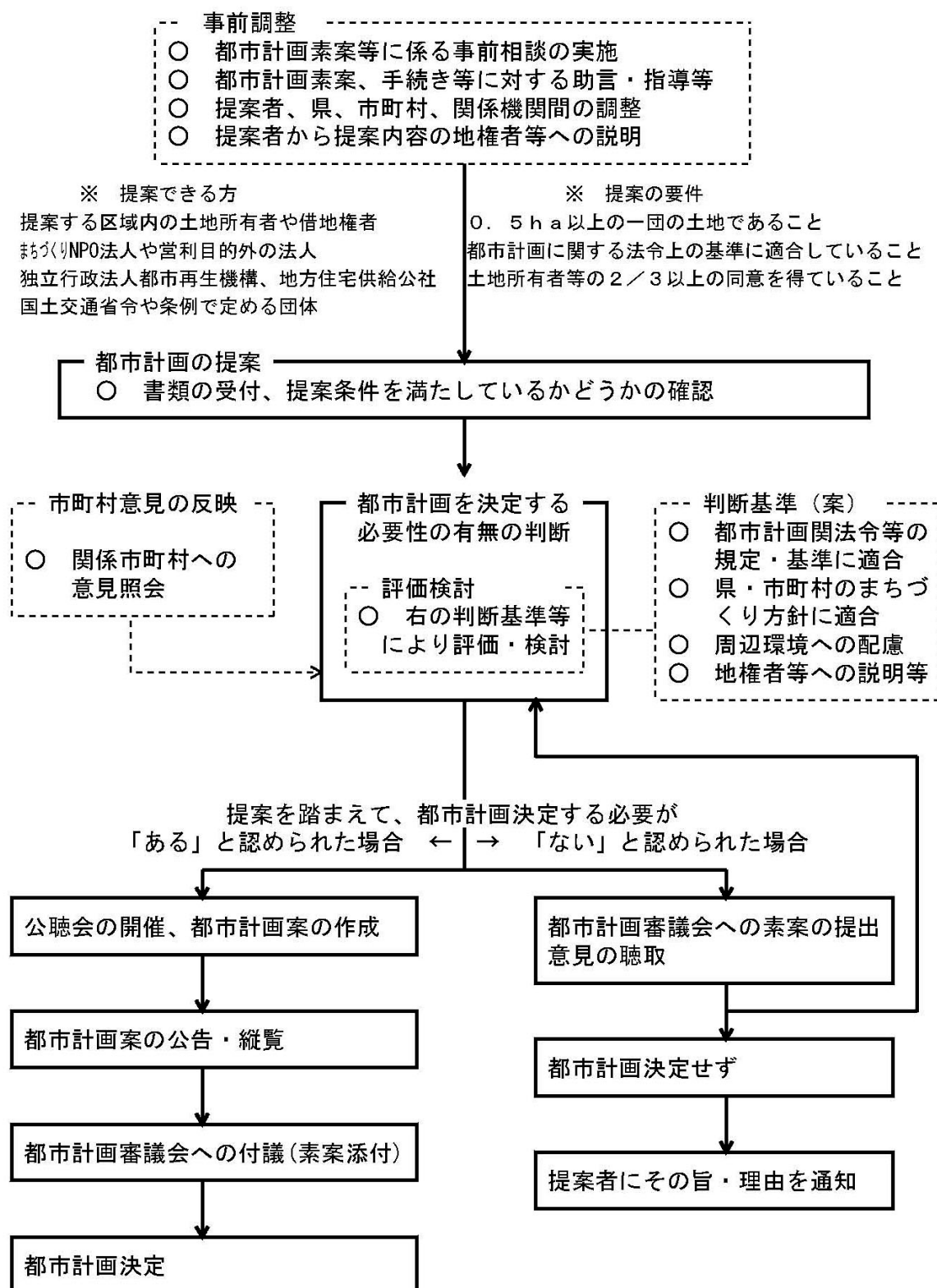
2) 手続きの流れ・提案できる方・提案の要件

次頁に徳島県の都市計画提案制度の手続きフローを示します。本市においても、徳島県と同様の手続き等により、都市計画提案制度の活用を図ります。

フローの中で提案できる方・提案に必要な要件について整理しています。

[都市計画提案制度の手続きフロー図]

徳島県



(注) 枠内は法定手続き、 枠内は要領に基づく徳島県の独自の手続きを示しています。

図7-5 都市計画提案制度の手続きフロー(徳島県)